

Title	ボナヴェントゥーラの教皇論
Sub Title	On the papacy of Bonaventura
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.3 (1964. 11) ,p.101(343)- 116(358)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19641100-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

ボナヴォントゥーラの教皇論

考にし、⁽¹⁾ Opera omnia の闕聊箇所を通読してみた。元々で「ボナヴォントゥーラの教皇論の実体じみの成立事情を、「命題集註解」と Ouaestiones de perfectione evangelica を中心にして検証してみたい。

坂 口 鳥 批

序

十一世紀中葉、ボナヴォントゥーラがその思想的及び実践的活動を開いた時代において、ローマ教皇権は絶頂に達した。インノケンティ四世の教令集註解によれば、教皇は普遍的支配者であるクリストの代理人として、聖俗すべてにわたつて絶対的権限を有するべしとされた。しかし、この時代のスクロ学者の間では、教皇権の理論を体系化しようとした試みは殆んどなれど、かくはしない。この意味で、ボナヴォントゥーラの教皇論は、スクロ学盛期におけるものと詳細で學問的なものとの間にあつた。かくはしない。その後代への影響も極めて多岐にわたつてゐる。それは一方で Ultramontanism の起源であると考えられるかと思ひ、他方では靈的教皇論の種子を含むことわざである。この問題については、J. Uhlmann, H. Berresheim, Fidlis a Fanna, R. Šilic の研究があるが、こゝれも発表年代が古いため、筆者は未だ参照の機会に恵まれない。しかし、J. Ratzinger, M. M. de Benedictis, L. Hödl, D. L. Douie の研究を参考したのと、ルネサンス参

「ボナヴォントゥーラの「命題集註解」は 11151 ~ 11153 年の作であるが、その中で特に体系的な教皇論の敍述はみられない。ただ断片的敍述の中にもあるのがあるのみである。Sent., t. IV. d. 24. p. 2 a. 2. q. 4 (Opera IV. P. 634a-636b) によると、彼は教会の hierarchia の図式を因りおびて云ふ。その第一は次のようだ。即ち、聖母の De caelesti hierarchia は、ティオリシウス偽書 Illuminare, 照明 (illuminare), 完成 (perficere) の三階級を設けてゐる。この意味で、ボナヴォントゥーラの教皇論は、スクロ学盛期における品級の下級四段と、上級三段のうち副助祭一助祭までが名々印めてある。しかし完成の段階に属する三階級は、同祭一同教一教皇の順で構成されてゐる。即ち、同祭は第一の (prima) 完成段階であり、同教はよりすぐれた (excellentior) 完成である、かくして教皇は最もすぐれた (excellentissima) 完成であるとする。ルネサンスボナヴォントゥーラは、ペニス・ロマブルムカスにしたがつて教皇を「父たる父」(pater patrum) と呼ぶ、金輪權 (plenitudo auctoritatis) であると言つてゐる。

J. Ratzinger さんの箇所について、「ボナヴォントゥーラは、教皇において絶頂に達する Hierarchienschema を、ベロラ的伝統における既成のものよりはやや古いの ⁽ⁿ⁾ よりはやく」と述べている。それはもちろん、単に教皇を最も高い教会の図式を描いたという意味ではない。守門から同祭にいたる下級四段・上級三段からなる紋品系列の上に同教・教皇をのせた意味である。しかしこれには多少問題がある。だしかしボナヴォントゥーラは、ティオニシウスの影響をうけて九段階の hierarchia を組んだ結果、同教もとに教皇を、あたかも紋品系列の高位にあるが如き図式を描いた。このよつたな図式を提示したところでは彼の新しさといふべき。しかしこれは、この Hierarchienschema を充分に根拠はある (est satis probatur) が、品級の個別の意味をいはざれども (a proprietate reddit) みるとさうのである。されば、いかなる意味で根拠があり、いかなる意味でせざればならないのであらうか。

Breviloquium は、1115年の作であるが、その P. VI. C. XII. (Opera V. p. 277b-279a) にこれに対する極めて明瞭な解答がある。ボナヴォントゥーラはここで、品級を「ある品」 (signaculum quodam) であり、それによつて靈的能力が品級を受けゆるに与えられる」と定義している。そしてそれを、守門から同祭にいたる下級四段・上級三段からなる七つとしている。これはもちろんベロラ的伝統に基づく教会の階層秩序であるが、またボナヴォントゥーラのこの個別の意味での品級秩序でもある。そして同祭一同教一教皇の間には、かかる印しの相違があるわけではなし、またそ

れに伴う特別な秘蹟受与権がつけ加わるものなどない、同教・教皇を特別の品級をなすものと考えるわけにはいかないのである。

しかしほナヴォントゥーラは、上述の七つの階層のみをもつて品級が完成されるものとは考えていない。彼にしたがへば、七つの品級はあたえられるに先立つて準備の状態 (modus praeparatorii) を必要とし、またその頂点において充足の状態 (modus complementi) を必要とする。即ち前者は品級に伴う平信徒からの讐別 (discretio) が必要とするものであら、聖職者としての剃髪 (clericalis tonsula) と詩篇詠唱 (psalmitatus) からなる。あた後者は品級にて付与される権能 (potestas) が要求されるものであつて、旧教職・総大司教職 (patriarchatus)・教皇職からなる。これは個々の品級に伴う権能ではなく、品級を秩序をもつて授与する (ordines ordinarie dispensare) 権である。即ちここかられば管轄権である、されば故に卓越せる権能 (eminentia potestatis) が當せられる。

そして特にこの権能をもつ最高位者である教皇から、教会の肢体の末端にいたるまで、聖職者の権限は秩序づけられるのである。ここにボナヴォントゥーラが命題集註解で、同教・教皇を含む九つの品級秩序に対し、それを根拠あるものとした理由は明かである。即ち、同教・教皇は個別の意味での品級を構成するものではないが、品級秩序の成立・保全のために不可欠なものと彼は考えていたのである。なお Breviloquium では特に総大司教がよりあげられているが、これをいかに位置づけるかは、後に Collationes in Hexaëmeron における課題の一つとなるにあつて。

上述かくし、ボナヴォンテラが教皇を頭に頂く hierar-
chia を従来よりはりやつ示したじふ Ratzinger の論著は、一応
受け入れねばならない。しかしあれば、教皇権に何か新しい
秘蹟的性格をつけ加えたじふの意味で解わねばならぬ。Sent.,
IV. d. 19. a. 2. q. 1. (Opera IV. 503a-504b) では、告解の秘蹟
における鑑の権じふ、高位司職者のふねは回贋のものと回贋じ
あり、單どもの広汎な権 (potestates modi extendi) であると
いひてゐる。これがまた eminentia じふの神聖の意味なのであ
る。ボナヴォンテラが命題集註解において教皇を長とする九層
かのだぬ hierarchia を組んだ理由は、むしろティオニシウス偽
書に対する愛好と敬意からせなこかん思われる。われらのティオ
ニシウスが De ecclesiastica hierarchia に示した図式はこれと
異なるのであつた。しかし De caelesti hierarchia における
浄化・照明・完成の役を果す九層の天使論を受け入れた彼は、教宗の
図式を模するもじつと描かれたかつたであつた。そしてそ
の際、教皇一同教一回祭じふの壁面を組んだのは、むしろ時代的状
況に従つたのではあるあらか。

Sent., IV. d. 38. a. 2. q. 2. (Opera IV. p. 822a-824a) によ
り、ナウムルカーハサウダ、教皇権じふ微妙な問題に直面つて
ゐる。それは教皇が、修道誓願に依し特免 (dispensatio) を与へつ
るか否かじふ問題である。当時の教皇は、托鉢修道会の布教活
動を促進するため、その余りに厳しく清貧戒律を多少緩和しょうと
する傾向にあつた。しかしこれはフランシス会にとって絶対の理
想であった。したがつてボナヴォンテラは、教皇の特免をみだ
つて認めなかつたのである。 nondi 彼は、特免を法の緩和 (iuris
relaxio) と法の公布 (iuris declaration) じふの意味で考へ
てゐる。レコトすぐとの修道誓願は教皇の認可 (conditio) によつ
てなりたつのであるから、それを緩和するじゆの教皇の自由である。
ところの主張を厳しくしておけている。彼は云つて「だが神がなすべし
じふの同意し給ひんじゆは、疑ふねばく難なのであるから、いかなる
疑心もなく抱擁されねば可である。なぜなら神が欲しがつ場合には、各
人はなんらの認可なしにそれを誓ひつまつた誓へぐれであるか
ら、自由であると思われる」と。

次いで彼は、修道誓願は自然法によるもので人定法によるもので
ないから教皇はこれを緩和しえぬ、しかし公布することはできると
いう意見をうけられる。そしてそれについて説明を加えてくる。即
ち修道誓願は、約束に對する誠実をと、自己の救靈及び神の光榮の
ために誓つておいた自然法からなる、したがつて妨げられること
はない。しかし、よりよき善の補償 (recompensatio me-
lioris boni) を与える場合、法を公布する権をもつ教皇は特免を
与へられるじふ、しかし特免の与え方にじふには種々の意見があ
る。

第一は、特免はすべて時と場合に応じて補償を与えるものである
から、すべての誓願に適用される。例えば貞潔の如く重大な誓願で
ある普遍的教宗の平和じふより大きな補償があれば免ぜられるとい
ふものである。また第一は、貞潔に比肩するものはないから、こ

れを免ずることはできない。しかし他のすべての誓願にはより大きな補償があるから免ずることができるとする。第三は、クリストにならう完全な敬虔にまさる補償はない。そしてそれは、貞潔・清貧・従順からなる盛式誓願をたてた場合である。これを免することは、たとえ他の人々の救靈のためとはいえども許されない。他人のためより、まことに救靈をはかることを神は望み給うから、とうつむのである。

上述の二つの主張についてボナヴェントゥーラは、「それら二つの意見のうちわれがより真であるか私はわからない。どれも充分に支持である。それ故私はどれも主張しない。しかし、誰かが最後の説をじゅうとするならば、彼が明かな矛盾におちいることはないであらう。なぜならそれは、いわばすべてか無かといふのでなく、ある場合に然りある場合に否だからである」と。

ここでボナヴェントゥーラは、修道会やには個人的敬虔が教会全体の福祉及びその代表者たる教皇の意向ともし矛盾することがあつたらむうするか、といふ深刻な問題に答えてゐるのである。これは後に彼の弟子でありフランシスコ会厳格主義者であつたオリヴィ(8)が直面した問題でもあつた。L. Hödl の研究によれば、オリヴィがその Quaestiones de perfectione evangelica で述べている意見は、上述のボナヴェントゥーラの考え方とはひんべん変らない。オリヴィもまた、神の栄光と個人の救靈のためによりよき補償がある場合には、教皇の特免権を承認している。ただ福音的三誓願に対しても、厳しくそれを拒否する。そして、教皇権は徳をたてるためで

あり破壊するためにあるのではない。教皇権はクリストよりもあるからクリストの則に従うべきである。教皇は自らの権威を傷つける権をもたない。なのに教皇権は神が個人に委ねたものに直接及ぶべきでないと主張している。かかる立場をとつたオリヴィは、やがて福音的完全さをゆるめようとしたボニファチウス八世を Pseudo-Papa, Antichristus と呼びつつ教会を去らねばならなかつたのである。しかし彼とボナヴェントゥーラの間には考え方において顕著な開きがあつたわけではない。したがつてオリヴィを追いかんでいた厳格主義者の過激化と教皇の統制の強化という時代的趨勢があつたことは否めない。ただボナヴェントゥーラが自分の主張をあくまで ultima opinio として保留し、fateor nescire と謙虚にのべたに反し、オリヴィは勇敢にそれを主張したむら点に相違があるところであらう。

なお Sent., IV. d. 37. dub. IV. (Opera IV. p. 812a-b) では教会の世俗権の問題がとりあげられてゐる。ボナヴェントゥーラはここで、ベルナルドゥスの De consideratione における、ペトロがクリストより聖俗両刀を受けたという論に答えてゐる。即ちベルナルドゥスのいうように教会は聖俗両権をもつ。しかし物質的な手段によりて (materialis manu) ではなく、靈的指図によりて (spiritualis nutu) めののであらう。この箇所は、後に引用する他の箇所と共に M. M. de Benedictis によって教皇の世俗権承認の証拠と考えられていふ。(9) だしかにこれは、教権の俗権に対する優位を認めめる一方、 bonum civile といふ俗権個有の領域に対しても教

靈のため以外に教權の介入を認めないトマスの立場⁽¹¹⁾とは異なる。しかし、教皇が事実上俗事に介入し、またそれを理論化していた当時⁽¹²⁾にあつては、ボナヴォントゥーラが教皇の直接的な世俗権の行使を否定している点により注目すべきである。この立場もまだオリヴィエによつてより戦闘的な形で受けつがれてゐる。

ボナヴォントゥーラの世俗的な問題に対する態度は、Sent., II. d. 44. a. 3. q. 1. (Opera II. p. 1009a-1012b) によつてわかる如く彼は、この中には二種の隸属、即ち悪く

の隸属 (servitus peccati) 苦難への隸属 (servitus miseriae) 身分的隸属 (servitus conditionis) があつた。クリスト教徒は罪への隸属から解放されるであつた。しかしながら罪への可能性を残してゐるのに、クリストは彼らの靈的回上と謙遜のために苦難への隸属と身分的隸属を残し給つた。また現世における諸権は、人間の悪への傾向から生ずる争いや訴訟をおさゑるため、人的秩序にしたがつて (secundum humanam institutionem) のみでなく、神的配慮によつて (secundum divinam dispensationem) あおがれてゐるのである。したがつてクリスト教徒は、神の揃に反せざる限り地上の主たちに従わねばならないと彼はこゝで述べる。このようなボナヴォントゥーラの超世俗的態度は、ロージャー・バークンにみられる如き、神的叡智をもつた教皇を中心とするクリスト教世界の改革発展と云つてゐる⁽¹³⁾。この如きは、ローマの教會法にも合致しないものと考えた。また非難の第一は、托鉢修道士たちがしばしば、各地方の同教・教区同祭の許可⁽¹⁴⁾を以て、教皇の認可のみをもつて布教活動に従事するものであつた。しかし Guilhelmus は托鉢修道会の会則が教皇の認可を受け、その布教活動も教皇の支持を受けていたところから、教皇権に対しても制限を加えようとした。

「ボナヴォントゥーラは 1156 年頃書かれた *Quaestiones de perfectione evangelica* を中心に、以後の著作でも、しばしば教皇の問題にふれてゐる。しかし当時の彼は、すでに「命題集註解」を執筆した頃のように静かな学究的環境の中にいなかつた。したがつてこれ以後の書における彼の教皇論を理解するためには、彼のおかれていいた環境を理解しなければならぬ。」

1154 年、フランシスコ会士 Girardus de Borgo San Domenico がアヒム主義的異端の傾向をもつて *Introductorius in Evangelium Aeternum* を發表した。また、以前からパラ大聖堂の主導権をめぐつて托鉢修道会と対立してゐた在俗同祭の反響をよぶほんじた。その代表的人物であった Guilhelmus de St. Amore は、ただやむを得ず *Liber de Antichristo* を書き、1156 年には *Tractatus brevis de periculis novissimorum temporum* を書いた。托鉢修道会の清貧理想をアヒム的色彩をもつてのむことより非難した。非難の第一は、彼らの清貧が、個人的所有のみならず団体的所有をも否認する点で、在来の聖職者の生活様式と著しく違つてゐることであつた。Guilielmus は、これを福音の教えにも、教會法にも合致しないものと考えた。また非難の第二は、托鉢修道士たちがしばしば、各地方の同教・教区同祭の許可⁽¹⁴⁾を以て、教皇の認可のみをもつて布教活動に従事するものであつた。しかし Guilhelmus は托鉢修道会の会則が教皇の認可を受け、その布教活動も教皇の支持を受けていたところから、教皇権に対しても制限を加えようとした。

Guilielmus は、*De periculis* の中で、托鉢修道士の活動を統制するため、テヤスの書 *De ecclesiastica hierarchia* を譲り、その名々が三つに分たれる。即ち第一は、同教—同祭—助祭からなる完成者 (*perficients*) のそれである。また第二は、修院長—修道士—平信徒からなる被完成者 (*perficiendi*) のそれである。そして前者は能動的であるが故に、被動的な後者の上位にたつ。したがつてこの図式に従えば、一般修道者はむかへて修院長もまた、同教及び同祭に従属すべきだとこうのである。

しかしこの議論は、在來の修道会やシナ公会はもとより、ハレンシスコ会においても平修士の数がへり、修道同祭が増加しつつあつた当時においては、在俗同祭の修道者に対する統制を保有しないといふ弱点をもつ。せんじ Guilielmus は、ト位のものの権限を限定するだけではなく、上位のものの権能をも制限するテヤスの根本原理をゆがださねばならなかつた。即ち *De caelesti hierarchia* と明示され、また *De ecclesiastica hierarchia* も適用われている原理に従えば、いかなる上位者も、そのトにあるかべしのものに直接影響を及ぼすことはずせず、ただ由つて直屬するものを通じてのみ、いふうのである。この論法に従えば、教皇権は司教権をどうこえて下に及ぶことはできない。例えば、その教区の同教の許可なくして、教皇が直接托鉢修道士に対し詔教及び懲罰の許可を與へることは許されないのである。

Guilielmus の友人で、同じく在俗同祭であつた Gherardus de

Abbatisvilla もまた、1115年と1116年に作成された *Contra adversarium perfectionis Christianae* の中で教皇権の問題を論じてゐる。この書物は、ハレンシスコ会の Manu quae contra Omnipotentem tenditur と対して書かれたものだおつたが、その中で彼は次のよひのぐれいである。「彼 (テヤス) は、ペトロとその後継者にのみ主の鍵が与えられたと主張する……そして感覚的活動の規制が頭によつて全肢体に對し行われるように、教皇のすべての高位聖職者に対する關係もそうであるところ。即ち教皇は、そのすべての *hierarchiae* に屬する諸権に力を注入する最高の *hierarchia* に比せられるとこゝ。かかる主張によつて、彼 (テヤス) は明かに、そのすべての権能を一人の人間からではなく、クリスチから受けとる上位の高位聖職者の秩序を揃つたのである」と。

しかし Gherardus は、單に反教皇的意識からこれが主張したわけではなかつた。彼はまた、「全く教皇の権威を傷つけることなしに。ところは、阿謫の油はしの場合にもまたこゝも彼の氣に入らないのだから。彼の権能は使徒の膏葉によれば、破壊するためでなく、建設するために与えられてくると思われる」ともこゝでいる。実際彼は、高位聖職者たちが神から受ける権能がすぐれてゐる。しかし教皇による媒介の意味を全く否定し、同教権が神に直接あることを認めてゐるのである。これは L. Hödl がベコラ学者一般について、新プラトン主義的流出説の故に同教権の自立性を充分

確立しえなかつたと主張してゐるに對し、一つの例外をなすものであつた。

上述の一一つの主張は反教皇的色彩を含むとは云ふ、云ふが如きは總健なものである。しかし *Guilielmus* が曰く *De periculis* の中で、グラチアヌス教令集により、「ローマ教皇は使徒及び予言者たちによつて定められたことを破りえない」。然ひされば彼は誤まつてゐる「断罪されるであつた」ことつては、またボナヴァントゥーラの *De mendicitate* に対する彼の註解では、アシジのフランシス及び⁽¹⁾ リッカの列聖を疑わしいとしてゐる。やがて枢機卿委員会の査問にかけられた時、自分に対する訴状のすべてを否認したが、教皇も異端におちいつらうと主張したことだけは認められたのである。

なお *Guilielmus* 自身が本当にやう主張したのか論敵による誇張にすがりないのかわからないが、一一つの過激な主張が彼に帰せられてゐる。第一に、彼は教皇に対抗するため公會議に訴え、「我々は主なる教皇の破門を恐れない。なぜならわれは神を拘束することはないから」と云つたといわれている。第一に彼は、「私は信ずべき冠も指環も權威ももたなかつたので、私が説いた眞理を証するため聖書を利用したのである」と云つてゐる。これは枢機卿たちの査問に対する彼の弁明であるから、むげに權威を否定する意図でのべられたものではなかつた。しかしこの辯護の背後に、ルターの“sola

scripta⁽²⁾”を思わせるものがすぢむせんぢるにひは織められたのでなかつた。

このような在俗司祭の托鉢修道会の生活理想に対する非難、やがてにはその支持者たる教皇権を限定しよひとする主張に直面して、フランシスコ会の博士としてまた一一五七年以降は総会長であつたボナヴァントゥーラは、論争的雰囲氣の中におかれていたのである。その上彼は、教皇権が攻撃された場合には、それを弁護せざるを得ないような立場にいた。それは、教皇がフランシスコ会の使用する財産の所有者となつてから、そこには一種の經濟的從属關係が生れていた。ボナヴァントゥーラはその年を、一一六九年末 *Gherardus* の *Contra aduersarium Christianae* に於いて書かれた *Apolo-gia pauperum* の c. 11. 7. (*Opera VIII.* p. 312b) で次のようになつてゐる。「やがて一般の法どもおぐとのクリスト教徒は教皇の子であるが、フランシスコ会はある特別な法によつて教皇への従屬と保護下におかれでる、ところは、他のものは權利として与えられた教会財産を、濫費やわぬ限り自由とやれるから、いわば独立した子のようだ (*tanquam filii emancipati*) ものであるが、フランシスコ会は教皇に完全に頼つてゐる幼児か家づきの子のようだ (*tanquam parvuli et filifamilias*) ものである」と。

かかる経済上の父子的従属關係よりも、彼を教皇権擁護にかりたものは、上述の如くフランシスコ会の生活理想、特にその福音的清貧が教皇権により認可され、それと教義的に結合していたことである。この点について彼は、*De periculis* と對して書かれた

V. p. 153a) や鉢の生活を弁護した後、次のやうとのべて。

「心の上の上の心は、ホノリウス聖トによつて認可された聖フランシスの心によつて明白である。心には、『兄弟たちは施しに頼つて世を渡るべ』の心がれてくる。だがもしホノリウスがこれを認可したことで誤つたとするならば、彼がこれを認可したことは確かでありまた普遍的教会が全世界でこの種の修道会規則を受け入れたことも確かにのだから、この一人物の言葉によつて普遍的教会が誤まり、あらむかれたといわねばならない。またこの種の規則をみじだして承認したすぐれの人が断罪されぬことになる。また神がこのように、現代よりむかかのはつて、世界中の聖なる民とかくも多くの叡知ある人々が謬謬におちこむことを許されたところ心は、めいじゆ怖るぐれん心あり信ずぐかひがむんことであれ」⁽¹⁶⁾ 。

やうと Apologia pauperum c. 11. 16 (Opera. VIII. p. 315b) でそれは教皇くの痛切な呼ぶかむなつてこね。「われ故聖なる神よ、起つてあなたの裁ををつけて下せ。なぜなら、もしフランシスコ会の清貧が正しく福音の真理を示してゐるにすれば、それはあなたの問題です。またもしフランシスコ会があなたの認められた信仰告白における真理をはずれてゐるとして、それはあなたの問題です。それ故この聖なる信仰告白が誤りであると非難されるなら、あなたが認可されたのであるから、あなたが誤つたむわれぬじつやう。そしてこれまで真理の師であつたあなたは、今や謬謬を認めた責を負わされ、現代の傲慢な人々によつて神の法も人の法においてはすでに、「至高の教皇、クリストの代理者、すべての教

の知りぬむことの醒るがゆになりましや」⁽¹⁷⁾ 。

III

ボナヴォンテウラは、De perfectione evangelica q. 4. a. 3 (Opera, p. 189a-198b) において教皇論を体系的に展開していく。それは、クリスト教において万民は一者に従わねばならぬかと認じ、基本的肯定論拠⁽¹⁸⁾、異論及びその解答各々十六、ならびに conclusio からなつてこね。基本的肯定論拠は、旧約聖書によるもの⁽¹⁹⁾、新約聖書によるもの⁽²⁰⁾、教会法によるもの⁽²¹⁾、理性的論拠によるもの十となつてこるが、conclusio は理性的論拠の最後にあげられた命題によつて貫かれてこね。それは、彼の全思想体系の基本となつていて reductio (還元)⁽²²⁾ という概念である。即ち、ある類の中には、その類に属する必ずしもの規範となる第一者が存在し、必ずしものはこれに対し從属性に関係づけられてこるという原理である。これは元來アリストテレスの個物の中にある類の観念に發し、アゴニロエスによる個物から離れた類そのものの実在性の承認をくて伝えられたものである。しかしボナヴォンテウラにおいて、それは第一者から流出 (emanatio) し、第一者とこつう範型 (exemplaritas) に依存するに由つて第一者に還元されるにこゝれ、ヨーリシウス的な新プラトン主義の体系の中で用いられるのが常である。⁽²³⁾ 「命題集註解においてすでに彼はこの原理を用いでいるが、教皇権の問題に適用していない。ただ Breviloquium

会制度の泉 (fons) である源 (origo) であり規範 (regula) であるもの、これが至極のものである彼から概念の末端の肢体が、秩序ある権が導かれるのだ」 ふつゝ断片的表現とその萌芽があふれるにややない。だが De perfectione evangelica でせんれを教皇論に本格的に適用してゐる。その際 fons, origo, regula ふつゝ面、即ち流出・範型といひ面より、還元に重点がおかれてゐる。

彼はその conclusio におけるこの原理を用いて次のようにいつている。即ちこの世にはおまかまな階級や職務や権力がある。そして人は各々それに服わねばならぬとは、ロマ書でペーロもいつてゐるところである。しかしそうしてこれらの権威が真理であるとすれば、それらはすべてのものの主である最高の一者に還元されるのでなければならない。そしてこの還元は、単に神御自身及び神と人の仲介者であるクリストに対してもばかりでなく、クリストの代理者に対するものである。ついでにボナヴァントゥーラは、このクリストの代理者に対しゆふことを、人間の法によつてではなく、クリストがペトロを使徒の princeps された神法によつて定められたものである。だが神法にみゆほほこゝ、クリストはいみじくもこれを定められたじふうぐあどおひへ。ばかだい、普遍的法の秩序と教会の統一及び両者の安定性 (ordo universalis iustitiae, unitas ecclesiae, et stabilitas in utroque) がんれを必要とするからである。

したがつて普遍的法の秩序がこれで腰あらゆるを考察してみると、普遍的法は三つに分たれる。即ち自然法、市民法、天上或は靈

界の法 (iustitia naturalis, iustitia civilis, iustitia caelestis sive spiritualis) である。即ち自然法は、いわゆる大宇宙 (maior mundus) は空間的諸物体に対し、唯一の先なる空間的物体 (unum primum corpus locans) があり、巨動的諸事物に對し、唯一の先なる可動者 (unum primum mobile) がある。おおむねの光に對して唯一の主要な光源 (unum principaliter irradians) があり、動的諸事物に對して唯一の先なる動者 (unus primus motor) がある。即ち一般にあらん類の中には、それに命ずれるかぎりのものの規範となる唯一の先なるものがある。そしてこれらによつて世界の諸要素が秩序づけられ自然法がなりたつのである。おおむね同じく自然的事物のやうの小世界 (minor mundus) についてみると、なんでも身体の諸部分に力を及ぼす唯一の器官がある。即ち真理につゝく心臓 (cor)、明証につゝく頭腦 (caput) である。やがて精神の諸能力の中には自由意志 (liberum arbitrium) ふつゝ唯一の支配者がおつて始めて秩序が保たれるのである。

ついで市民法についてみると、諸々の訴訟の最終決定をかね一人の主なる裁判官 (unus dux et rector) がいなければ訴訟は果しなく続くことにならへ。

天上の靈的世駆は、いわゆる、唯一の至高の聖靈 (unus supernus Spiritus) に向つて完全に秩序づけられてゐる。

のべてみじく、天上天下を問はず、一切の世界は一體に運ぶ。普遍的法は三つに分たれる。即ち自然法、市民法、天上或は靈

以上の秩序のたたぬであつた。だがもつむの完全な秩序 *ordo perfectissimus* があるといふ、即ち天上世界では、無条件に最高なもの (*sumnum simpliciter*) である神への完全な還元がある。

しかし人類はしれを可能な限り模倣して完成される秩序 (*ordo perfectus*) である教会は属するのであるから、それはクリストの代理人である教皇に還元されるのである。このように論じてボナヴァントゥーラは自然世界にもまた天上世界にも同一視することがである、天上の世界にあらゆる所で教会の位置を定めてくる。

第一に教会の統一 (*unitas ecclesiae*) が教皇への還元を必要とする理由をみてみよう。教会は一つの *hierarchia* であり一つの肢体であり一人の花嫁であるから、唯一の *hierarcha*、唯一の頭、唯一の花嫁をめぐらす当然の運営である。しかるの統一は恩寵の内注入 (*interioris influentia charismatum*) によってのみでなく、奉仕者たるのみの外的臨布 (*exterioris dispensatio ministeriorum*) によってもなければならぬ。やして内的に教会を支配し生かし運ぶたまつめるのはクリスト御自身であるが、外的統一もまた教皇への還元によつて保たれねばならぬことになるといふ。

最後に普遍的法の秩序と教会の統一とのもの安定性 (*stabilitas in utroque*) がしれを要求する。このボナヴァント

ウーラは、アリストテレス偽書 *Liber de causis* の「能力は統一されていればいるだけより無限なること」⁽¹⁰⁾ という原理にしたがつて論を進める。がく教会の恒久性 (*permanentia*) が教皇への

還元を要求する。なぜなら分割は滅亡を生ずるが、統一は堅固な恒常性を生ぜしめるからである。この意味で、クリストがペトロを磐なりといわれたのは意義深いといわねばならぬ。

安定性についていわれる第一は影響力 (*influentia*) である。能力は統一されればされるだけ有効な結果を生ずるのであるから、完全なる権力が教皇の一身に集められるべきである。

最後に安定性の中で教会の卓越性 (*praeeminentia*) が問題にされる。能力は統一されればされるだけ他に従属しなくてもすむから、教会の自由のためにも教皇への還元が必要なのである。

上述の如き *conclusio* における叙述は、「命題集註解」にみられぬ積極性をもつて、教皇権を強調していることは確かである。またこの一者への還元という原理の教皇権への適用が、十三世紀から十四世紀にかけて多くの観念実在論者に種々の形で受けつがれ、教皇絶対主義を促進したことは否定できない。⁽¹¹⁾ ボナヴァントゥーラがかかる適用の顯著な実例を始めて示したということは、二章に叙述した環境のしからしめるところとさうほかない。もちろん彼の思惟の構造からすれば、いかなる問題をとりあげても、流出一範型—還元というしかたで解決されるであろう。しかし、彼は「命題集註解」の分析でも示したように、超世俗的な性格であり、権力的問題には無関心な人間だからである。

なおここで注意しなければならないことは、彼の教皇普遍主義には、幾つかの限界があるといふことである。第一に教皇は恩寵を外的に配布するに付けてのみ至上権をもつてゐるだけなのであ

る。恩寵の内的注入者はあくまでもクリスト教徒であり、教皇は何かしら介入するこゝではない。しかし、この二つの間には明確な権値の上下があり、それが *Vicarius* から *司教* の意味なのである。だが J. Ratzinger によれば、彼の直弟子であり協働者であったヨークのトマスがすばらしい区別について明確でなかつたといわれぬ。

第一に恩寵の外的配布 *postea* と、それは管轄権 (*iurisdictio*) と祕蹟授与権 (*potestas ministerii*) と分たれる。*conclusio* による *dispensatio* から *司教* は明瞭ではないが、第九の異論に対する答への中で *iurisdiction* から *司教* を使つてゐる。また第五及び第六の異論は *似たる類似* で、ペテロより較べて他の使徒たちは鍵の権を質においては等しく (*aequalitas in qualitate*) もつたが、量においては相似た程度 (*similitudo in quantitate*) しかもたなかつた *似たる類似* が用いられたから *似たる類似* 、*postestas iudicaria* から *司教* が用いられない。したがつてこの点で彼の「命題集註解」当時と変り、祕蹟授与権についても教皇は同様・同教以上のものをおもひ考へるにいたつたとする理由はないと思われる。したがつて教皇が品級秩序において特別な地位を取られるにいたつたとみるこゝはやらないであらう。

ただこゝに留意すべきことは、教皇の普遍権がたゞ管轄権に限られるにせよ分割譲渡不能であることが第九の異論に対する答へで示され、したがつて媒介を経ずして下位に直接及ぶことが第十三・

第十四第十五の異論に於ける如きで明確に示されたることであらう。これは以前から *plenitudo auctoritatis* から考へを受けていたボナヴォントゥーラとして当然のことであらうが、そのニアンスの強まりは否定である。第十三・第十四の異論に対する答へから総括すれば、権力伝達の手段として媒介的な階級(*gradus*) があるのは当然であるが、權能 *virtus* それ自身に關しては直接に下位に及ぶところられてゐる。また第十五の異論は普遍的原因は個別者の媒介によらなければいけない結果も生みえない、例えば太陽はあまねく人を照すが、人は人がらしか生じないよう、といふものである。これに対しては、普遍的原因が個別者と類を異にする場合は異論の通りであるが、類を同じくする場合にはそれに属する個別者のすべての力をもつと答へられてゐる。例えば教皇はクリスチの代理者として教会に属するすべての個人と同じ類の普遍者であるから、かりに教会全体が破壊されて一人になつてもすぐ力を恢復する力をもつ、これがボナヴォントゥーラはいつてゐる。ここにみられる教皇普遍権の直接性に関する強調は、Guilielmus の教皇権制限論に対する反撥と考えてよからう。

一者への還元の原理の適用以外に、ボナヴォントゥーラの教皇論の特色をなすものは、基本的肯定論拠の第一にある。それは申命記十七章八節から十一節によつて旧約時代にも教皇にあたるの (*summus Pontifex*) がいたといふ。そして、前兆の法 (*lex figurae*) の時代にあつたとすれば、恩寵の法 (*lex gratiae*) の支配する新約時代では、以前におおして一人の教皇に従わねばならぬ

ぬ、とする。その理由は、当時より現在の方が教会の統一が進んでいるし、教皇制はより高貴なものとなつてゐるし、またより大きな従順とより安定した hierarchia がなければならぬから、といふのである。

最後に教皇の世俗権の問題をみてみたい。第八の異論によれば、教会の hierarchia は俗権と教権に分たれる。けれどもすべての世俗君主が唯一の世俗君主に従うことは救靈のために必要でないことは明かである。だがそうとすれば教権においても唯一の教皇への従属は必要ないことにならうと。これに対しボナヴァントゥーラは、帝権は教権とちがつて福音の教えからたものではないからと答える。即ちクリストは靈的教権 (spirituale pontificium) と注田されたが、肉的帝権 (carnale imperium) をかえりみられなかつた。だから俗権で必要ないかないといふ。教権の統一も不要だとはいえない。けれども聖俗両権は教皇一人に属するといふ。なぜなら田約に従えばマルキヤデクはサレムの王であると同時に祭司であつた。クリストも一方をかえりみられなかつたとは云々、やはり両権ともにあつておられた。だから地上におけるクリストの代理者である教皇もまた然りである。マルナルディウスもいつて云ふよう聖俗両刀は教会に属する。それは俗権が教権の指図 (nutus) と従つていう意味においてである。

ここにみられるものは、「命題集註解」の叙述と基本的には全く変りない。ただ manus と nutus の区別が、「命題集註解」では教会の直接的世俗権行使を厳しく否定する意味で用ひられていたの

に、ここでは逆に間接的世俗権の強調となつてゐるという相違があるのみである。これもまた広い意味では環境の変化からきたニュアンスの相違といえるかもしだれないが、それより教皇権を擁護する文脈に調子をあわしたのだとみる方がよいのではあるまいか。ボナヴァントゥーラは、*Apologia pauperum c. 8. 10. (Opera 313b)* でも教権の俗権に対する優位を説くインノケンティウスの *Sententia* の一節及びグレンゴリウス九世の教令集の一節を引用して相似た叙述をしているところからみても、教皇世俗権の問題については彼の時代の至極懸念な意見をうけ入れて、それ以上の闇心をもたなかつたのではないか。これは彼の関心の的であつた教会内でフランシスコ会の理想を守ろうとしたことは殆んど関係がないからである。

結

ボナヴァントゥーラは晩年、*Collationes in Hexaëmeron* の中で、モトヒュヌ主義の影響をうけ、従来の靜態的な hierarchia の Schema を捨て、歴史的に移るゆく Schema を提出した。即ち、歴史の発展段階に応じて異なる hierarchia が組まれたのである。その中には、「命題集註解」や *Breviloquium* で組まれた教皇を頭に頂く Schema も組み込まれた。しかしながらの究極の発展段階では靈的教会の実現と hierarchia の消滅を予言した。またある Schema の中では間近く迫つた第一次リオン公會議でどうおかれねる東方教会との合併問題を考えてか、総大司教の地位を

教皇の回列におけるたれども。しかし宗教の問題の研究は後に譲つた。

上記の研究からいふれば De perfectione evangelica の Ultramontanism の抗議を

なすかの如く思われ、またその後代々の影響は依然として現れる。しかし実体において、「命題集註解」のなかで

めな教皇觀と基本的ながらをやへてこねぶるが如く。

ただ「命題集註解」ではない問題に真向からむづけられたの

は、在位院祭の體争における修道院の清貧理想を守るために De perfectione evangelica では弁護的な教皇論を発表せられたが、この際には

「だらうのどおれ。めぐるやがたかくもか一つか、その場合にねらじゆも彼の「命題集註解」の基本的な主張の多く一つ撒回したわけではなかつた。教皇の問題への redactio 緊急の適用を多くの危険を含む。しかし彼は院祭の母なるおんぶを守つたのである。彼は教皇の普選権を主張した場合にも、多く多大の質的な限定がついたのである。その意味で歴史的環境からすれば、中庸をえた方へおいたるべの意をあらわす。

此の祖

(一) J. Uhlmann, Die Vollgewalt des Papstes nach Bonaventura; Franziskanische Studien, 11 (1924) S. 179-193.

Die spekulative würdigung des Primates durch Bonaventura: Ibid., 10. (1923) S. 103-107.

H. Berresheim, Christus Haupt der Kirche nach

dem hl. Bonaventura, Bonn, 1924.

Fidelis a Flanna, Seraphici Doctoris D. Bonaventurae doctorina de Romani Pontificis et infallibilitate, Turin, 1870.

R. Šilić, Christus und die Kirche, Ihr Verhältnis nach der Lehre des hl. Bonaventura, Breslau 1938.

(二) J. Ratzinger, Der Einfluß des Bettelordensstreites auf die Entwicklung der Lehre von päpstlichen Universalpramat, unter besonderer Berücksichtigung des hl. Bonaventura; Theologie in Geschichte und Gegenwart, Festschrift für M. Schmaus, 1957. S. 697-724.

De Benedictis, M. M., The Social Thought of Saint Bonaventure, Washington, 1946.

L. Hödl, Die Lehre des Petrus Johannes Olivi O. F. M. von der Universalgewalt des Papstes, 1958.

D. L. Douie, The Conflict between the Seculars and Mendicants at the University of Paris in the 13th Century, London, 1954.

(三) S. Bonaventura, Opera omnia, Quaracchi, t. I-X. 1882-1902

1 ◎祖

d' histoire et géographie ecclésiastiques, CIX, 1937.

67, 106-107, 180-181.

- (12) R. W. and A. J. Carlyle, *A History of Mediaeval Political Theory in the West*, vol. V. London, 1928.

(3) Longpré, *Ibid.*, p. 749.

(4) coll. 22. p. 439b-440a ルルシオナム・ハ・トカーハトサトウ
の品級の上に回教・総大回教を組み込んだ九層の *hierarchy*
chia や羅ヘリコ。教皇は権威的な権威をもつた議院の格
は四大総回教の回列におけるものだ。

(5) ナラカヤゼンの神代を彼の秘蹟論ドムの昭確とのべる
ノ。最や和解權は鍵の權と極權權のたるが、その秘密關係を
構成するのば鍵の權のみをもつて居る。 Hödl, *Ibid.*, S. 10.

(6) Sent., II. d. 9. a 1. q. 1. (*Opera* II. p. 240a-241b)

(7) "Quae istarum opinionum sit verior, fateor me
nescire; et satis potest quaelibet sustineri, ideo
nullam assero. Si quis tamen velit hanc ultimam
acceptare, non occurrit ei inconveniens manifes-
tum, ut dicatur, quia nec in omni nec in nullo, sed
in quodam sic et in quodam non. (*Opera* IV. p. 824a)

(8) Hödl, *Ibid.* S. 20.

(9) Ibid., S. 24-26.

(10) M. M. de Benedictis, *Ibid.*, p. 133.

(11) Aquinas, *Selected Political Writings*, ed. by A. E.
D'Entreves; tr. by J. G. Dawson, Oxford, 1959. p. 66-

(III^e) p. 318-324. ヘヘヘヤハト回教が、中世社会の法と権利
が回教とおどろくべきは、各層への直接的介入を禁じる。

(13) Hödl, *Ibid.*, S. 17-20.

(14) ルルシオナム・ハ・トカーハトサトウ等の前書 11 章
が示す如く、ヘルツの「Liebes-Patriarchalismus
の歴史」がたどり得る。 Vgl. Ernst Troeltsch, *Die
Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen*,
(Neudruck) 1961. S. 67-68. 296-37.

Imle ゼンの獨創的ノート、「キリストハムカーチ・クニバヌ
ス社会的指揮などはハムカーチだらう」といふ點にて
ノ。」 1939. F. Imle, *Das geistliche Leben nach der
Lehre des hl. Bonaventura*, Werl i. W., 1939.

S. 101.

(15) E. Gilson, *Les métamorphoses de la cité de Dieu*,
Paris, 1952 p. 75-109.

11 の祖

(1) Longpré, *Ibid.*, p. 750

(2) Douie, *Ibid.*, p. 5-8.

(3) Longpré, *Ibid.*, p. 750.

- (4) Douie, Ibid., p. 9-10.
- (5) Ratzinger, Ibid., S. 706.
- (6) D. D. Knowles, *The Religious Orders in England*, I. 1962. p. 174.
- (7) Ratzinger, Ibid., S. 706-707.
- (8) Bonaventura, *Opera VIII* p. 233. nota 2 et 3.
- (9) Ratzinger, Ibid., S. 707.
- (10) Ibid.
- (11) Hödl Ibid., S. 15. <—^{レニテテル}—> Herveus Naturalis ^{アガスティヌス} Tractatus de iurisdictione et exemptione
- (12) Ratzinger Ibid., S. 708. Ann. 27.
- (13) Ibid., Ann. 28.
- (14) Ibid., S. 709. Ann. 31.
- (15) “Sunt quippe de iure communi omnes Christi fideles summi Pontificis filii, peculiari tamen quodam jure hi sunt eius obedientiae subditi et curae commissi; et ideo, cun alii sint tanquam filii emancipati, quibus licet auctoritate iuris eis indulta de bonis ecclesiarum suarum sine dilapidatione disponere, hi sunt tanquam parvuli et filia milias totatiter ipsius regimini deputati.”
- (16) “Patet etiam per regulam beati Francisci ad modernis praesumptoribus velut iuris divini

et humani nescia derideris."

145.

[[[印相

(一) Cf. De reductione artium ad theologiam. Opera,

V. p. 319a-315b.

(二) Sent., II. d. 3. p. 1 a. 1 q. 1. (Opera II. p. 94a)

"In quolibet genere est reperire unum primum,
quo mensurantur omnia quae sunt in illo genere."

(三) Ibid., nota. 4.

(四) Collatines in Hexaëmeron, coll. 1. (Opera, p. 332b)

"haec est tota nostra metaphysica: de emanatione,
de exemplaritate, de consummatione, scilicet illu-

mari per radias spirituales et reduci ad summum."

(五) "virtus quanto est magis unita, quanto plus est
infinita." cf. Opera, p. 195a nota 2.

(六) M. J. Wilks 著 Augustinus Triumphus の註釈で、
reductio in unitatem は神聖の進むべきアグリの神聖政
府の問題の核心となつてゐる。アグリの神聖政の内
では職務の立場の人々からアグリの立場の人々から
なる。やがての神聖の表現へして是十数回ハシマーハシマ
ル。M. J. Wilks, The Problem of Sovereignty in
the Later Middle Ages, Cambridge, 1963. p. 44-45. 外
八つの神聖の母なる reductio が神聖政の証明に
枝葉の神聖の論議難かぬるを。 Cf. Gilson, Ibid., p. 139-

執筆者紹介

松本信広 慶應義塾大学文学部教授

梅原末治 天理大学教授

前嶋信次 慶應義塾大学文学部教授

河北展生 同 教授

木雄介 同 大学院博士課程

坂口昌吉 同 大学院文学部助手

小川英雄 同 助手

会田倉吉 同 塾史編纂所主事

志水正司 同 大学院文学部専任講師